

## 令和6年度 第2回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和6年12月25日（水）14：00～15：30

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

出席委員：10名

議事：地域森林計画の変更について

司 会

### 【開 会】

定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の■■でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林林業局長の■■■■からご挨拶申し上げます。

森林林業局長

改めまして皆様こんにちは。森林林業局長の■■でございます。委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しい中にも関わらず、本日ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

また平素から県行政、とりわけ森林林業行政の推進につきまして格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

さて、2024年も残すところあと数日というところで、今年1年を少し振り返ってみますと、1月には能登半島大地震が発生し、私もテレビを見ていたのですが、正月のお祝いムードが吹き飛びました。

その後、県からも応援部隊を石川県の方に派遣するとともに、森林における被災調査等のため、3月と11月には短期で林業の職員を派遣しております。

このような支援をさせていただいているところですが、復興までにはまだまだ時間がかかるだろうと考えております。

また、今年の1月から12月15日までに、日本全国で震度1以上の地震が約3600回発生したと言われおり、これはこの20年間では過去3番目に多い数字と聞いております。

加えまして、8月8日の宮崎県の地震では、全国的に南海トラフ地震臨時情報が発表され、巨大地震への対応を改めて考えさせられ

森林林業局長

た1年であったと思います。

この他にも、毎年どこで発生するか分からない集中豪雨や自然災害など、気候変動による影響を特に感じた1年であったと考えております。

森林林業関係では、住宅着工戸数の減少の影響から国内での木材需要が低迷するなど非常に厳しい状況が続いておりますが、脱炭素社会に向けた動きが加速しているため、非住宅建築物における木造化が注目されつつあります。

新たな木材需要の確保に向けて県も一生懸命取り組んでいるところです。

また担い手関係では、国において、外国人材の受け入れ拡大を図るため、9月に入管法関係法令が改正され、林業と木材産業が特定技能1号の対象分野に追加されました。

林業、木材産業分野では、これまで在留期間が1年しか取れなかったのですが、今回法改正によって5年間の在留が可能となっております。

ただし、特定技能1号には、技能検定や日本語試験に合格する必要があるとしまして、まだまだハードルが高い状況でありますので、県内事業者の意見を踏まえつつ、外国人確保の方も支援なども行っていきたいと思っております。

さて本日の森林審議会では、地域森林計画の変更についてご審議をいただくこととなっております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

司 会

ありがとうございました。

それではここで、委員の皆様方をご紹介します。

- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。

■■ 委員でございます。

■■ 委員でございます。

■■ 委員でございます。

なお、■■委員、■■委員、■■委員におかれましては、  
本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。

森林林業局 局長の■■です。

林業振興課 課長の■■です。

森林整備課 課長の■■です。

林業振興課 計画推進班長の■■です。

林業振興課 林道整備班長の■■です。

次に、お手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。

- ・ 次第
  - ・ 資料1としまして、出席者名簿、配席参考図、和歌山県森林審議会委員名簿
  - ・ 資料2としまして、和歌山県森林審議会関係法令等
  - ・ 資料3としまして、議事事項の「地域森林計画の変更について」  
でございます。
- 資料に不足等はございませんか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・ 地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・ 地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。

司 会

・保安林の指定、指定の解除に関すること。  
森林病虫害等防除法に基づく事項として、  
・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。  
などでございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

本日の議事は、審議事項としまして、  
「地域森林計画の変更について」  
です。

それではこれより、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、■■■会長にお願いしたいと思います。

■■■会長、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、紹介いただきました■■■でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

議 長

【署名委員指名】

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

■■■委員と■■■委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

議事録  
署名委員

わかりました。

議 長

よろしくお願いいたします。

【議事 1】

議 長

それでは、早速議事に入って参りたいと思います。  
審議事項「地域森林計画の変更について」でございます。

それでは、県担当課から説明をお願いします。

林業振興課長

林業振興課の■でございます。  
委員の皆様には、日頃から本県の森林行政にご指導、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
今回審議していただきます地域森林計画の一部変更についてですが、最初に森林計画制度についてご説明いたします。  
お手元の資料3の1ページ目をご覧ください。  
これは森林計画制度の体系を示したものでございます。  
国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて、長期的な視点から森林の取り扱いを定めることになっております。  
一番上ですが、森林・林業基本法に基づき、政府が森林・林業基本計画を定めます。  
森林・林業基本計画は、今後20年程度を見通して、森林・林業施策の基本的な方向性を示すもので、おおむね5年ごとに見直しが行われます。  
次に森林法に基づき、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即した全国森林計画を策定します。  
15年を1期として、森林整備保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めており、地域森林計画の指針となる計画です。  
次に、都道府県知事は、全国森林計画に即して、流域を基本として定めている森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を立てるよう森林法で定められております。  
計画期間は10年を1期として、5年ごとに計画を樹立しなければならないとされています。  
計画区ごとに地域森林計画対象民有林の区域や、伐採、造林、林道、保安林等の整備目標を定めます。  
次に、市町村長は地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を10年を1期として、5年ごとに策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や、森林の機能区分、森林施業の方法、路網計画などを定めています。  
なお、森林経営計画につきましては、森林所有者や森林所有者から

林業振興課長

委託を受けた者が、間伐や主伐などの経営管理に関する計画を作成し、市町村長等の認定を受けるものです。

森林計画制度については以上でございます。

本日は、紀北地域森林計画、紀中地域森林計画及び紀南地域森林計画について、計画内容の一部変更についてご審議いただくことになっております。

この3地域の変更内容は、計画対象となる森林区域面積の増減、要整備森林の解除及び林道の開設等の計画変更でございます。

変更内容の詳細につきましては、担当班長の■■が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

計画推進班長

林業振興課の■■でございます。説明資料2ページをご覧ください。

2ページには、和歌山県の森林計画区の概要になります。

本県には紀北、紀中、紀南の3つの森林計画区が定められておりまして、各計画区の範囲、森林資源情報などについては表の通りでございます。

今回はこの3つの計画区で変更を行うものでございます。

それでは紀北地域森林計画の変更から説明をさせていただきます。説明資料の3ページになります。

紀北地域森林計画の変更でございますが、(1)の「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林の現況や周辺の状況から今後引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入しまして、林地開発等により、現状の森林区域のうち完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容になります。

市町村別の森林面積の変更についてですが、面積は四捨五入により整数で処理をしております。

そのため、0.5ヘクタール未満の面積増減は0表記となっておりますのでご了承ください。

和歌山市ですが、森林面積の縮小が5箇所ということで28ヘクタールの減となります。海南市は、森林面積の縮小が2箇所ですが、四捨五入の関係で増減0となっております。紀の川市は、森林面積の拡大が2箇所、縮小が2箇所となっておりますが、これも四捨五入の関係で増減0となっております。岩出市は、森林面積の縮小2箇所、1ヘクタールの減となっております。紀美野町は、森林面積の拡大が2箇所、縮小が2箇所、合計1ヘクタールの増となります。九度山町つきまし

ては、森林面積の縮小2箇所ということで、1ヘクタールの減となっています。

今回の変更によって、計画対象の森林面積は全体で29ヘクタールの減となっております。それから森林面積変更の概要ですが、1ヘクタールを超える転用に係る区域変更箇所の図面を5ページから6ページに添付をさせていただいております。

6ページに示す赤色着色の区域、イオンモール和歌山やふじと台周辺の住宅団地および事業場の造成が完了したことに伴い今回森林から除外するものであります。

続きまして4ページの要整備森林の解除でございます。

要整備森林とは、間伐等の手入れが遅れていることにより、水源の涵養や山地災害の防止等公益的機能が低下している保安林のうち、早急に整備が必要な地域について農林水産大臣が特定保安林に指定する制度があるのですが、地域森林計画の対象とする森林の区域内に特定保安林がある場合は要整備森林として地域森林計画で施業の方法や時期を定めることとなっております。

今回、橋本市の三ツ石地区における水源涵養保安林、1.65ヘクタールについて間伐が実施されましたので、今回解除することとしております。

位置図につきましては7ページのとおりでございます。

紀北地域森林計画の変更については以上でございます。

次に紀中森林地域森林計画の変更についてご説明いたします。

説明資料の8ページでございます。

(1)の「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先ほどの紀北地域の計画同様、対象とする森林の編入と除外があります。

市町村別の森林面積の変更についてですが、有田市は森林面積の縮小1箇所、四捨五入の関係で増減なしの0となります。

御坊市は、森林面積の縮小1箇所、増減なしの0となります。

有田川町は、森林面積の縮小2箇所、増減なしの0となります。

由良町は、森林面積の拡大1箇所、増減なしの0となります。

日高川町は、森林面積の縮小1箇所、増減なしの0となります。

今回の変更で森林面積全体では増減なしの0となっております。それから、変更箇所の概要ですが1ヘクタールを超える転用に係る変更箇所については、該当なしとなっております。

紀中地域森林計画の変更については以上でございます。

次に紀南地域森林計画の変更についてご説明いたします。

説明資料の9ページをご覧ください。

(1)の「計画の対象とする森林区域」について、市町村別の森林面積の変更ですが、田辺市は森林面積の拡大3箇所、縮小1箇所で72ヘクタールの増となります。新宮市は、森林面積の拡大1箇所、縮小1箇所で3ヘクタールの増となります。那智勝浦町は、森林面積の縮小3箇所で、増減なしの0となります。太地町は、森林面積の縮小1箇所で1ヘクタールの減となります。串本町は、森林面積の縮小1箇所で、増減なしの0となります。それから、変更箇所の概要ですが、15ヘクタールを超える森林の拡大が3箇所ございます。

図面等につきましては、資料の12ページから15ページに記載しております。

13ページの番号1につきましては、田辺市龍神村の折川官公造林地約20ヘクタール、それから14ページの番号2につきましては田辺市中辺路町の大塔官公造林地約33ヘクタール、15ページの番号3につきましては、田辺市中辺路町の親懂官公造林地約20ヘクタールが契約相手方の国の持ち分買取りにより解除されたことに伴い地域森林計画への編入となっています。

それから10ページ(2)の「林道の開設又は拡張に関する計画」ということで、①林道の開設計画の変更につきましては、田辺市における開設計画の削除及び田辺市、白浜町、古座川町、串本町、北山村における開設路線の新規追加となっております。

田辺市では大幅な見直しということになっておりますけれども、改めて地元要望、それから関係者等との調整に伴う優先順位等を考慮した結果、今後の林道計画が再整理されております。

林道計画と地域森林計画における開設計画の整合性を図るために削除及び追加を行うものです。

それから資料11ページ、林道の拡張計画の変更につきましては、田辺市における新規拡張路線の追加、実施内容、実施時期の変更は先ほどの開設と同様の理由によるもの、それから那智勝浦町における拡張路線が新規追加となっております。

田辺市で路線の実施時期の変更で前半5年分から除外しておりますが、これも開設の削除と同様の理由ということでございます。これらの林道の新規追加路線の位置図につきましては、資料16ページから26ページに記載しております。

以上が今回ご審議いただく計画の変更案です。

この3つの森林計画の変更案につきましては、森林法第6条第1項の規定に基づきまして、令和6年11月15日から12月9日まで縦覧



計画推進班長

に供しましたが、意見は寄せられておりません。

また、変更案に関して、各計画区域内の市町村および近畿中国森林管理局に意見照会を行いました。意見なしということの回答いただいておりますので、その旨ご報告いたします。

本日、森林審議会から答申をいただいた後には、速やかに農林水産大臣に協議を行いまして、同意が得られ次第、告示等の変更手続きを終えまして、来年令和7年4月1日から有効な計画となる予定です。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 【質 疑】

議 長

ただ今、林業振興課からの説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の■■委員、■■委員、■■委員からご意見は頂いておりません。

それではご発言いただく方は挙手をお願いします。

■■委員

資料6ページの和歌山市のふじと台の下側の変更箇所ですが、写真で見ると、ここは既に平地になっていたり、階段状に法面が施工されている箇所も、総じて森林の減少ということになってはいますが、ここは今までは森林という扱いになっていたのでしょうか。

それから、写真でもよく分かるのですが、現在かなり急傾斜に階段状に造成されていますが、図面にある赤色部分は、図面の南側と同じ程度まで更に造成していくということなんでしょうか。

その場合、地図の緑色部分との高低差は更に大きくなるように思うのですが、高低差はどれくらいあるのでしょうか。

計画推進班長

地域森林計画上では現況森林という取扱いになっており、今回開発行為が完了したということで、森林という扱いから除外するという手続きになっています。

森林林業局長

少し補足いたしますと、本件は民間による林地開発許可行為と、行政による連絡調整による開発のどちらもある現場で、既に森林の開発行為自体は実施された状況でしたが、一部まだ完了確認ができていない箇所があり、その部分の完了確認を実施したことに伴い、今回地域森林計画の変更として審議できることということになっております。

森林林業局長 現況としましては、お示ししている図面から更に開発行為が行われるということではありません。

議 長 一応確認ですが、林地開発許可自体は、以前の森林審議会で既に事前承認を受けているということですか。

森林林業局長 はい。

議 長 紀北地域森林計画全体で見ると、森林面積の変化は0.5パーセント程度ですが、和歌山市だけで見ますと、5パーセント程度森林が減少していると思います。  
森林面積の増減について、割合的な観点から基準や制限などはあるのでしょうか。

森林林業局長 特に制限はありません。

議 長 林地開発許可の開発行為が妥当であれば、森林面積がどれだけ減少してもルール上は問題ないということですか。

森林林業局長 現時点では、どこまでの開発であれば許せるというような規制はないです。

■■委員 資料18ページの秋津川水上線と資料20ページの鶴川高瀬線・高瀬宇津木線について、図面の赤線部分が開設する林道ということですが、どちらも途中まで既存の道路があるように思うのですが、この区間は既存道路の拡幅ではなくて、新しく林道を開設する計画となっています。  
素人考えかもしれませんが、森林の伐採等も考えると既存道路を活用した方が効率的だと思うのですが、敢えて全面的に新たに開設するというのは何か考えがあるのでしょうか。

林道整備班長 林業振興課の■■でございます。  
既存の道路がある場合は、改築といって既存の道路を広げて、そこから先については新たに開設するというように、基本的には既存道路を有効活用する計画を作成します。  
しかし、既存道路を使用すると勾配的に路線を繋げていくことが難しい場合もありますので、地形的な条件も考慮して検討した結果、高

林道整備班長	須委員がご指摘のように既設道路と隣接する区間が生じてしまう場合もあります。
林業振興課長	少し補足しますと、既存道路の活用も当然考えますが、何よりも森林資源の状況を踏まえ、そこをどのように整備し、伐採、収穫、造林していくかという点を考慮して林道の計画を検討しています。
議 長	林道計画を検討される際に、資源量や経済効果といった内容もきちんと算定されていることと思いますので、次回の機会でも構いませんので、そういった内容が分かる資料を準備していただけたらなと思います。
林道整備班長	<p>今回お示ししている地域森林計画の計画は、林道の起点・終点があって、ここからここまで、この山を通したいといった大まかなルートを図示した図面になります。</p> <p>林道事業の実施段階には、全体計画調査というものを改めて実施し、その際に例えばレッドデータブックに記載されているような希少かつ貴重な資源があるか等、地形や現況等さらに詳細な調査を行い、最終的なルートが決定していくこととなります。</p> <p>今回のこの図面をもって即座に施工まで行くというような計画ではないということをご理解いただければと思います。</p>
議 長	<p>今回計画されている路線には、谷筋の林道と尾根筋の林道両方があると思うのですが、そのあたり県として何かお考えというか意図されていることはあるのでしょうか。</p> <p>谷筋の林道は災害に弱いので、尾根筋の方が使いやすいとか現場でもあると思うのですが。</p>
林道整備班長	<p>今回の計画変更で挙げている箇所は、森林資源が豊富にあるにもかかわらず、林道がついていないために、現場に行くのに苦労する、非常に大変だということで、市町村や林業事業体から声をいただき、地元や市町村から本当に必要とされている路線について、開設が可能か検討した上でより要望が高いものを計画として挙げさせていただいております。</p> <p>また、議長からご質問がありました尾根筋、谷筋といった観点で道をつけていくのかという点ですが、県としては木材を搬出するためには、まず幹線となる道が必要であり、幹線があればそこから枝分か</p>

林道整備班長	<p>れして森林作業道なりつけることができますので、幹線となる林道を今後優先してつけていければと考えています。</p> <p>そういう観点で計画していますので、結果的に谷筋の林道もあれば尾根筋の林道もあるということになっています。</p>
議 長	<p>林道には生活道という側面もありますので、色んな面に気を配りながらという形になると思いますが、是非しっかり使える道を計画していただければと思います。</p> <p>併せて、生物多様性保全などへの配慮もお願いできればと思います。</p>
■■委員	<p>資料 10 ページと 11 ページの林道計画について、開設に関しては削除、拡張に関しては除外となっている計画が結構あって、これらは実際に計画したけれども行われなかったということだと思うのですが、かなりの割合を占めているような気がします。これは予算的な問題なのか何か理由がありましたら教えていただけないでしょうか。</p>
林道整備班長	<p>田辺市の林道計画の変更についてですが、田辺市につきましては県下で一番大きい面積を占めている地域で、市が管理している林道は 142 路線と非常に多くの路線を管理しています。</p> <p>このように多くの路線管理をしている中で、元々計画があった路線について、改良改築など整備の優先順位を再度見直していかなければならないということで、市の方で見直しをかけた結果、今回の計画変更内容となっています。</p>
■■委員	<p>当初は、実現可能な内容よりもかなり多めの計画を立てていたということでしょうか。</p>
林道整備班長	<p>必要な計画を挙げてはいるのですが、年月が経つにつれて、既存道路の使用頻度が増していたり、その結果損傷や劣化が多くなってきたことで、元々計画があったところを取り下げてでも、優先して改良や舗装等実施しなければならない道が出てきたということです。</p>
■■委員	<p>今回削除及び除外されている計画は今後また計画として挙がってくる可能性があるということですか。</p>
林道整備班長	<p>はい。</p>

森林林業局長 地域森林計画は10年1期の計画で、5年に一度計画を樹立し直しますので、後半5年間の樹立時に追加されるものと考えていただければと思います。

議長 議事としましては、今回の変更が妥当なものかどうかというところの審議でございますので、特にご意見がないようでしたらお認めいただいたことにしようと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員各位 はい。

議長 それでは審議会として意見を取りまとめさせていただきたいと思っております。

今回の地域森林計画の変更の原案につきまして、変更を求める特段の意見はないということで、原案として適当であるということで答申をさせていただこうと考えております。よろしいでしょうか？

委員各位 はい。

議長 ありがとうございます。

その他いただいたご意見につきましては、十分ご留意よろしく願いいたします。

それでは本件については以上で審議を終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司会 ■■会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■■委員と■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

**【閉 会】**

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。  
委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。